

健水発第 0223001 号
平成 21 年 2 月 23 日

各厚生労働大臣認可水道事業者及び水道用水供給事業者 殿

厚生労働省健康局水道課長

水道事業者等における新型インフルエンザ対策の推進について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただきお礼申し上げます。

新型インフルエンザは、多数の国民の健康・生命に関わり、また、社会・経済活動に甚大な影響を及ぼすことから、国のみならず、地方自治体、企業、関係機関等の国民各層において総合的に対策を講ずることが必要となっています。

我が国では、新型インフルエンザの発生の危険性に対して迅速かつ確実な対策を講ずるため、平成 17 年 12 月、関係省庁対策会議により「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「行動計画」という。）が策定されました。平成 19 年 3 月には、新型インフルエンザ専門家会議により「新型インフルエンザガイドライン（フェーズ 4 以降）」が策定され、その中で「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を始めとする各種ガイドラインが示されました。

行動計画は、その後の科学的知見の蓄積等を踏まえて平成 21 年 2 月に全面改定が行われました。新型インフルエンザ対策に係る各種ガイドラインについても、改定された行動計画（以下「改定行動計画」という。）を踏まえた各種対策の具体的な内容、関係機関等の役割等を提示し、国民各層での更なる取組を推進するため、同月、関係省庁対策会議において 1 つのガイドラインとしてまとめられました。

改定行動計画では、全人口の 25% が新型インフルエンザに罹患し、流行が約 8 週間程度続くと予想されており、また、本人の罹患や家族の罹患等により事業者の従業員の最大 40% が欠勤することが想定され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の国民生活を維持することすらできなくなるおそれがあるとされています。また、新型インフルエンザ発生時においても、社会・経済機能の破綻を防止し、最低限の国民生活を維持できるよう、政府や各事業者において事前に十分準備を行うことが重要であるとされ、具体的には、各事業者において新型インフルエンザに対応した事業継続計画を策定し、従業員や職場における感染対策、継続すべき重要業務の選定、従業員の勤務体制などをあらかじめ定め、発生に備えることが有効であるとされています。

「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成 21 年 2 月策定）で

は、社会機能の維持に関わる事業者に関して、2か月間事業を停止することにより最低限の国民生活の維持が困難になるおそれのある事業者については、その社会的責任を果たす観点から、社会的に求められる機能を維持するための事業継続の検討が必要とされています。

当課では、新型インフルエンザの流行時においても、水道事業者等（水道事業者及び水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）が社会機能維持者として安全確保を前提として水道水を安定的に供給していく必要があることを踏まえ、平成19年10月に「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」をとりまとめ、各水道事業者等の状況に応じて適切な新型インフルエンザ対策が推進されるよう、周知したところです。

今般、行動計画及び各種ガイドラインが改定されたこと等を踏まえ、「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」についても見直しを行い、今般、同ガイドライン改訂版を策定しましたので、送付します。

各水道事業者等におかれては、本ガイドラインを参考として、事業継続計画を策定するなど適切な新型インフルエンザ対策を推進するようお願いいたします。

なお、新型インフルエンザの大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると考えられることから、今後の情勢の変化等を踏まえ、今後も引き続き必要に応じて本ガイドラインを見直すこととしていることを申し添えます。